

平成 31 年 2 月 19 日

日本労働組合総連合会大阪府連合会  
会 長 山 崎 弦 一 様  
大 阪 南 地 域 協 議 会  
議 長 清 水 俊 雅 様  
泉 南 地 区 協 議 会  
議 長 杉 山 忠 宏 様

貝塚市長 藤 原 龍 男  
(公印省略)

## 2019（平成 31）年度政策・制度予算に対する要請について（回答）

2018 年 10 月 16 日付けで提出のありました標記の件について、別添のとおり回答いたし

ます。

# 2019年度 大阪府政策・制度予算要請

〔(★) は重点項目・項目〕

## 1.雇用・労働・WLB施策5項目

### (1)就労支援施策の強化について

#### ①地域での就労支援事業強化について

就職困難層に対する「地域就労支援事業」について、各自治体の事業実績をもとに、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会で、好事例を参考にして、事業の強化を図ること。

さらに、各自治体での事業への取り組み状況や実績（利用件数、就職者数など）を踏まえ、相談体制の充実など、効果的な体制を構築すること。また既存の「地域労働ネットワーク」も積極的に活用して、地域における労働課題の解消を進めていくこと。

(回答)

本市では、大阪府・市町村就労支援事業推進協議会ブロック部会を通じて情報提供のあった先進事例などを参考にし、相談員のスキルアップを図っております。

また、相談実績を踏まえ、様々な相談者に対応できるよう、生活困窮者自立支援制度と一体的な就労支援を行うなど、効果的な支援体制としています。既存の「地域労働ネットワーク」についても引き続き積極的に活用し、労働問題講座を開催するなど地域労働課題の解消に努めてまいります。

<新規>

#### ②障がい者雇用施策の充実について

2017年6月現在で、大阪府内の民間企業における障がい者の実雇用率は1.92%と全国平均の1.97%を下回っているとともに、法定雇用率達成企業割合も45.5%と全国平均50.0%を下回っている。そこで早急に全国平均水準に達するよう、障がい者の就労支援と職場定着を支援する取り組みを推進すること。

また精神障がい者の平均勤続年数が、身体障がい者や知的障がい者と比較すると短いことから、精神障がい者の職場定着（離職率の改善）に向けて、支援団体等とも連携して、きめ細やかな相談体制を充実させるなど、施策を強化させること。

さらに、障がい者雇用の重要性が社会により広く認識されるためにも、大阪府が「障がい者雇用日本一」を掲げていることから、各自治体でも身体・知的・精神の三障がいのすべてを対象にした正規雇用を実施すること。実施にあたっては、障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法の趣旨に沿った合理的配慮を行なう

とともに、職場定着のためのキーパーソンの設定など、相談体制の整備などを行なうこと。

(回答)

本市では、泉州中障害者就業・生活支援センターやハローワークなどと連携し、きめ細やかな寄り添い支援を行うことで、障害者の就労支援や職場定着に取り組んでいるところです。

また、精神障害者の職場定着については、事業者の障害への理解が最も重要であることから、大阪府や大阪障害者職業センターなどが、事業者に対し精神障害や発達障害の理解のためのセミナーを行ったり、職場での障害者に対する配慮についての助言や従業員への研修など、直接的で専門的な支援を行っているところですので、そうした事業への参加の働きかけや周知に今後も協力していきます。

さらに、本市の職員採用試験につきましては、今年度の採用試験においても身体障害者手帳の交付を受けている方を対象とした採用枠を設けるなど、障がい者雇用に努めております。また、試験の実施に際しては合理的配慮を行うとともに、採用後の職場定着のため職場指導員を選任し、OJTや相談体制の充実に努めております。今後におきましては、職務の内容や受け入れ体制等を十分勘案したうえで、先進自治体の事例も参考とし、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人への受験資格の拡大についても研究してまいりたいと考えております。

<継続>

### ③女性の活躍推進と就職支援について

女性活躍推進法に基づく、女性の積極的な登用・評価を実施するために、各自治体における推進計画の実施状況を点検すること。また、女性の再就職支援のためのセミナーやサポートプログラムの充実を図ること。

(回答)

本市においては、貝塚市男女共同参画計画（第3期）に基づき、女性活躍の推進に努めており、市広報の男女共同参画特集ページや市主催のじんけんセミナー等を通じて、広く啓発に努めているところです。

また、若年女性の就業意欲向上・定着支援としては、大阪府が実施している女性就業率上昇に向けた各種相談会やセミナーについて、貝塚商工会議所と連携し引き続き周知に努めてまいります。

<継続>

### (2)働き方改革関連法などの労働法制の周知・徹底について

働き方改革関連法が2019年4月から施行されることから、その内容を、労働

者、企業、経済団体等に十分周知・徹底を行うこと。とくに中小企業では、施行時期の猶予もあるため、丁寧な周知に努めること。

また、長時間労働の強要、残業代カット、辞めたくてもやめられない、求人票の内容と労働条件が異なるなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。これらの問題を撲滅するため、雇用・労働環境の整備、ワークルールの遵守、過労死や過重労働等の撲滅、長時間労働の是正について、周知・啓発をはかるとともに、相談を通じて悪質な疑いがあれば、大阪労働局とも連携し、適切な施策を講じること。

(回答)

働き方改革関連法の内容については、中小企業での施行時期猶予も含め、大阪府や貝塚商工会議所とも連携し周知に努めてまいります。

また、本市も所属している泉南地域労働行政機関運営委員会において各種雇用労働問題に関する講座を開催し労働法制の周知に努めており、労働相談を受けた場合には、大阪府総合労働事務所や大阪労働局など専門機関への紹介を行っております。

< 継続 >

### (3) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の地方創生交付金事業で「若者の雇用安定」、「女性の活躍推進」、「UIJターン」などを推進されるが、事業の情報発信力を高め、特に魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。また、交付金にかかわらず、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。

(回答)

本市では、地方創生推進交付金を活用し、「子育て支援で女性が輝くまち☆貝塚」事業を平成28年度から30年度までの3カ年で実施しています。

その中で、子育て中の女性が就労する場の創設に対する助成や、子どもの一時預かり施設で利用できる「子育て応援券」の給付など、女性の社会参加と就労機会の充実に寄与する施策を推進しています。

また、介護・福祉分野における処遇改善補助事業につきましては、国制度を活用して、介護職員と保育士、保育教諭に対して実施しておりますが、独自制度につきましては、現在のところ実施の考えはありません。

< 継続 >

### (4) 産業政策と一体になった基幹人材の育成について

大阪の基幹産業である「ものづくり」の人材育成と確保に向けて、中小企業や教育訓練機関に対して、若者技能者への実技指導や講師派遣を幅広く行い、効果

的な技能の継承と後継者育成を行うこと。

また製造・運輸・建設分野での人材不足が早期に解消されるよう、就業促進を図ること。

(回答)

市内中小企業者のものづくり技能承継と後継者育成については、貝塚商工会議所と連携し支援してまいります。

また、本市も所属している岸和田・貝塚合同就職面接会実行委員会にて合同面接会を開催しており就業促進を図っております。

< 継続 >

### (5) ワーク・ライフ・バランス社会の実現について

< 継続 >

#### ① 男女共同参画社会をめざした取り組み

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知を図るとともに、きめ細やかに対応ができる相談窓口の充実を図ること。また、大阪府が実施している「男女いきいき・元気宣言事業者登録制度」、「男女いきいきプラス事業者認証制度」、「男女いきいき表彰制度」を広く周知し、男女がともに働きやすい職場づくりや男性の育児参加支援など、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた施策を推進していくこと。

(回答)

離職することなく仕事と子育てを両立できる環境の整備については、まず雇用主である企業側の理解と協力が必要です。各種法制度の普及・定着に取り組むほか、企業に対する啓発や働きかけに引き続き努めます。

また、市広報の男女共同参画特集ページでは、男女がいきいきと働ける職場、女性が活躍できる職場をめざした取組や、国や大阪府の制度についても取上げています。さらに、昨年度は「女性活躍とワーク・ライフ・バランス」について市主催のじんけんセミナーを開催するなど、広く周知に努めているところです。今後も男女がともに働きやすい職場づくりの推進に向け周知啓発に努めてまいります。

< 継続 >

#### ② 治療と職業生活の両立に向けて

改正がん対策基本法にも盛り込まれた通り、がんを始めとする病気の治療を行いながら働く労働者に対し、事業主は適切な配慮をしなければならない。会社が該当労働者のニーズに応じた働き方の選択肢を提供することや、会社と医療機関との連携など、事業主に対する啓発活動や情報提供などに積極的に取り組むこと。

(回答)

改正がん対策基本法について貝塚商工会議所と連携し事業主に対して周知を行い、治療と職業生活の両立についての啓発に努めてまいります。

## **2. 経済・産業・中小企業施策（3項目）**

### **(1) 中小企業・地場産業の支援について**

< 継続 >

#### **① ものづくり産業の育成強化について**

MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）と連携し、ものづくり産業の育成を一層進めること。とくに、さまざまなものづくり現場で改善指導できるインストラクターなどを養成し、積極的に中小企業への派遣を行うこと。また、女性のものづくり企業への就職促進に資する職場環境整備や情報発信などについても、支援策を講じること。

(回答)

本市においては、中小企業積極的事業展開促進補助金制度や中小企業産業財産権取得促進補助金制度により販路開拓や知的財産の活用の促進を図っております。また、MOBIOの展示場への出展についても、中小企業積極的事業展開促進補助金制度の補助対象としております。

インストラクターの養成については現在考えておりませんが、厚生労働省が創設した「ものづくりマイスター制度」の周知に努めてまいります。

また、女性のものづくり企業への就職促進については貝塚商工会議所と連携しながら支援に努めてまいります。

< 継続 >

#### **② 中小・地場企業への融資制度の拡充について**

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるため、金融機関と顧客との長期安定的な金融取引機能の支援を強化すること。また融資姿勢を、物的担保主義や個人保証依存から、企業の将来性・発展性重視に変革し、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

(回答)

本市としましては、金融機関と顧客との金融取引機能の支援を行っておりますが、大阪信用保証協会による信用を付した小規模事業者向けの制度融資のあっせんを実施し小規模事業者の経営の安定をサポートしております。

< 継続 >

#### **③ 非常時における事業継続計画（BCP）について**

2018年6月に発生した大阪北部地震でも明らかになったが、業務継続計画（BCP）は、中小企業への普及率が依然低い状況にある。そこで、専門アドバイザー

一の配置や中小企業の訪問などを通じ、災害発生などの非常時に備えることができるよう、きめ細かな計画策定の支援を強化すること。また、企業の防災対策を入札における加点要素に加えるなど、BCP制定のインセンティブ制度を導入すること。

(回答)

専門アドバイザーの配置は考えておりませんが、貝塚商工会議所と連携しながら中小企業の事業継続計画(BCP)の策定支援に努めてまいります。

なお、企業の防災対策を入札における加点要素に加えることは考えておりません。

< 継続 >

## (2) 下請取引適正化の推進について (★)

中小企業の拠り所となる下請かけこみ寺の相談件数が依然高い状況にあり、下請代金の支払遅延や減額などの悪質事案が後を絶たない。サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、資材や人件費など増加コストを適正に転嫁できるよう、企業間における適正な取引関係の確立に向けて、監督行政と連携を図り、下請法をはじめとする関係法令の周知とその遵守を徹底すること。

(回答)

下請取引適正化の推進のため、引き続き大阪府や貝塚商工会議所と連携して関係法令の周知に努めてまいります。

< 継続 >

## (3) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について (★)

総合評価入札制度の導入が府内 20 市にとどまっている状況にあることから、未導入の自治体は積極的に取り組むこと。また、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

(回答)

総合評価入札制度については、平成 28 年度から建設工事において試行導入しています。また、公契約条例の制定については、近隣自治体の動向を注視してまいります。

## **3. 福祉・医療・子育て支援施策 (7 項目)**

### (1) 地域包括ケアシステムの実現に向けて (★)

地域包括ケアシステムの構築に向けて、その実現のために必要となる地域での

介護拠点の整備や 24 時間対応の在宅サービスを含めた介護サービスの充実、在宅医療や訪問看護、リハビリテーションの充実と連携などを着実に前進させること。

また、地域包括ケアシステムの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みを構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアシステムに関する情報を適切に周知すること。

(回答)

介護サービスの充実については、特に地域密着型サービスへの参入の働きかけを引き続き行いながら、基盤の整備に努めてまいります。

また、在宅での医療と介護の連携については、在宅医療・介護連携推進懇話会を継続開催し、訪問看護やリハビリテーションとの連携の重要性の理解を深めながら進めてまいります。

地域包括ケアシステムの整備推進に対して被保険者等の声を反映するために、次期介護保険事業計画策定に向けたニーズ調査を実施いたします。地域包括ケアシステムに関する情報は、介護保険事業計画に盛り込んでおり、広報紙やホームページでも周知しておりますが、加えて市民向けの講座などの機会を活用し適切に周知してまいります。

<補強>

## (2) 予防医療の促進について

平成 30 (2018) 年度からの 6 年計画で策定された大阪府の「健康づくり関連 4 計画」に基づき、大阪府や医療保険者などの関係者と連携し、年度ごとの進捗管理を徹底させた取り組みを推進すること。特に、生活習慣の改善のための情報発信、生活習慣病やがんなどの早期発見につながる検診の受診率の向上などについては、保健医療関係団体などとも連携し具体的な効果・成果が見込める施策を検討・実施すること。

(回答)

本市においては、現在、平成 26 年度からの 5 か年を計画期間として策定した「第 2 期健康かいつか 21」に基づき、市民の健康づくり対策を推進しております。なお、当該計画期間については、平成 30 年度で終了することに伴い、「第 3 次大阪府健康増進計画」などを踏まえ、新たに、平成 31 年度からの 5 か年を計画期間とする「第 3 期健康かいつか 21」を、本年度中に策定してまいります。

また、本年 4 月には、がんの予防・早期発見等の取り組みを、市民とともに推進することを明らかにするため、「がん対策推進条例」を制定したところであり、条例に基づくがん検診受診率向上対策として、インターネット予約システムの導入や、がん検診受診勧奨の大幅強化などとともに、医師会の協力を得て、広報紙を通じた生活習慣病予防や保健医療に関する情報提供に努めております。



今後におきましても、新たに策定する「第3期健康かいつか21」に基づき、生活習慣病の予防など、市民の健康づくり対策に努めるとともに、保健医療関係者・市民・事業者との連携により、より一層、がん対策の推進に努めてまいります。

<補強>

### (3)介護労働者の処遇改善と人材確保にむけて

介護人材の確保・定着のために、大阪府が取りまとめた「大阪府介護・福祉人材確保戦略」にもとづき、市町村においても取り組みを着実に実行すること。特に、介護労働の重要性・必要性を鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、非正規労働者も含めた介護労働者の処遇改善を実施すること。また、介護現場で課題となっている職業病対策として、介護ロボットをはじめとする福祉機器の導入を推進し、労働環境の改善によって、介護労働者の職場定着をはかること。

(回答)

介護労働者の処遇改善については、ホームページへの掲載等により介護職員処遇改善加算の制度周知を行っています。また、介護サービス事業者等に対して、介護保険法及び関係法令等を遵守し、介護職員処遇改善加算の取扱いも含め適正な事業運営を行うよう実地指導等の機会をとらえて今後も引き続き指導をしてまいります。

介護ロボット等福祉機器の導入推進につきましては、国、府において介護ロボット導入支援事業が実施される場合は、介護サービス事業者に活用するよう案内を行っており、今後も引き続き周知してまいります。

<継続>

### (4)障がい者への虐待防止

障がい者への虐待事例は、全国と比較しても大阪での発生件数は多い。障害者虐待防止法の主旨に基づき、虐待を受けた障がい者の緊急避難施設の確保を行なうとともに、虐待事例ごとに適切な対応を行ない、再発防止の取組みを行なうこと。特に、養護者に対する支援策を充実させることや、障がい者福祉施設の役職員に対する指導・研修を強化し、虐待の未然防止の取組みを徹底すること。

(回答)

本市では、虐待を受けた障害者の緊急の受入先として、数カ所の福祉サービス提供事業所を確保し、虐待者と分離が必要な事例に対しては適切な対応に努めているところです。また、虐待者が虐待に至った要因について関係機関と連携しながら解決を図り再発防止に取り組んでいます。特に、虐待を行った養護者には再び虐待を行う状況にならないよう、医療機関、社会福祉協議会、相談支援事業所及び民生委員等と幅広く連携しながら支援を行っています。また、障害者福祉施

設の役職員に対しましては、引き続き、定期的に行う集団指導や実地指導の際に、従業者に対し虐待の防止のための研修を行うよう指導して参ります。

## (5)子ども・子育て施策の着実な実施にむけて

<補強>

### ①待機児童の解消を目指した保育所設置促進

「子育て安心プラン」にもとづき、待機児童を解消していくためにも、保育所の認可について適切な審査・手続きの元、速やかに認可をし、大阪府との十分な連携のもと保育所の整備を進めること。また、企業主導型保育事業をさらに推進するとともに、民間の保育施設などへの新たな運営補助を実施するなど、必要な財源を確保し、待機児童の解消につながるさまざまな取り組みを行うこと。

(回答)

本市の待機児童については、4月1日時点で、発生していない状況が平成22年度から続いています。また、平成27年3月策定の「貝塚市子ども・子育て支援事業計画」では、将来の保育利用の見込みも含め検討し、新たな教育・保育施設の整備はしないこととしています。

ただし、今後の保育ニーズの高まりに対応するため、既存の幼稚園及び保育所の認定こども園化や定員増に伴う増改築などの施設整備につきましては、国・府と連携し推進しているところです。

また、民間の保育施設等へは、運営費の補助等を従来から実施しており、今後も本市子ども・子育て支援事業計画に基づき、必要な支援に取り組みます。

<新規>

### ②保育士の確保と処遇改善

子どもが心身ともに健やかに成長するための保育の質の確保のため、保育士の労働条件と職場環境の改善、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保などを行うこと。また、保育士確保のための処遇改善が重要であることを保育所設置者に周知し、処遇改善加算を申請するよう理解を促すこと。

(回答)

子どもが健全に成長するためには、教育・保育に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、より質の高い教育・保育を安定的に提供していくことが必要であると考えています。そのためには、経験豊富で指導力のある保育士等の確保や育成のため、「処遇改善加算Ⅰ」及び「処遇改善加算Ⅱ」の制度の周知に努めており、処遇改善を図っております。

<継続>

### ③病児・病後児保育などの充実

病児・病後児保育体制の整備に加え、乳児保育、延長保育、夜間保育、休日保育などの拡充に向けて、必要な財源を確保すること。

(回答)

病児・病後児保育体制の整備として、本市は現在、民間の事業者に委託しています。その施設の利用状況は、1日の定員3名、年間約750名の受入が可能など、平成29年度実績で年間延べ241名となっています。現在のところ新たな整備の考えはありません。

次に、乳児保育及び延長保育については、市内の全保育施設で実施しており、休日保育については、市内1施設が実施しているところです。

夜間保育については、現在実施しておりません。これは本市子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査では、市民のニーズがなかったことによるものです。

いずれにつきましても、今後も本市子ども・子育て支援事業計画に基づき、必要な支援に取り組んでいきます。

<補強>

#### **(6)子どもの貧困対策について**

大阪府が実施した子どもの生活に関する実態調査の結果をふまえ、市町村においても大阪府の「子どもの貧困緊急対策事業費補助金」を活用し、全庁的な子どもの貧困対策に取り組むこと。特に、子どもの居場所作りの観点から、学校現場と地域との連携が図られるよう、スクールソーシャルワーカーの適切な配置と各自治体の福祉関連部局との連携などの取り組みを強化すること。

(回答)

子どもの貧困対策については、生活支援、教育支援、就労支援や経済的支援など支援業務は多岐にわたり、それぞれの専門分野で横断的に取り組んでおります。現在、本市においては、「子どもの貧困緊急対策事業費補助金」を利用していませんが、多様な子どもの居場所作りについては、地域や学校、活動団体と連携し取り組んでいきます。

<新規>

#### **(7)子どもの虐待防止対策について (★)**

年々増加する深刻な児童虐待事案に迅速・適切に対処するため、自治体での相談窓口となる子育て支援担当部局の人員・予算を拡充して体制整備を行い、その機能を強化すること。特に、大阪府子ども家庭センターや、各自治体の児童相談所や担当部局間での情報共有の徹底や、医療機関や警察との連携も行ったうえで、児童虐待への早期対処と防止に努めること。

(回答)

児童虐待事案に適切に対処するため、相談窓口である家庭児童相談室を核に子ども家庭総合支援拠点を設置できるよう、体制整備について検討しています。

また、要保護児童対策地域協議会を構成する機関・団体と連携を図り、児童虐待への早期対処と防止に引き続き努めてまいります。

#### **4. 教育・人権・行財政改革施策（3項目）**

<補強>

##### **(1)指導体制を強化した教育の質的向上にむけて**

将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保すること。さらに教職員の長時間労働を是正し、本来的な仕事の質を高めることにより、教育の質的向上をはかること。

(回答)

市独自の小学校における少人数指導学級編制の対象学年の拡大は困難ですが、必要な教職員数の確保については、今後も府に要望してまいります。また、教職員の長時間労働の是正については、平成30年2月の文部科学事務次官通知をふまえ、今後も教職員の負担軽減を図り、教育活動に専念するための支援体制を整備し、教育の質的向上に努めてまいります。

<継続>

##### **(2)奨学金制度の改善について（★）**

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、大阪府に対しても奨学金返済支援制度の創設を求めること。併せて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度導入等も検討すること。

(回答)

給付型奨学金制度の拡充や奨学金返済支援制度の創設について、今後も国や府に要望してまいります。また、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入等については、今後の課題であると考えております。

<継続>

##### **(3)人権侵害等に関する取り組み強化について**

<継続>

###### **①女性に対する暴力の根絶**

配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者等からの暴力が関係する相談件数等が昨年よりも多い状況にある。「女性に対する暴力をなくす運動」を中心に、

住民への社会認識の徹底、意識啓発や情報周知などの充実をはかること。併せて、被害者への支援体制を強化すること。

(回答)

本市においては、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中（11月12日～25日）に、市役所本庁舎1階のパネル展示や市広報紙、駅前の電光掲示板等を通じて住民への周知啓発を行っているところです。また、市広報紙へDV特集ページやじんけんセミナーにおいても啓発しています。

さらに、被害者への支援として、女性の専門カウンセラーによる女性相談の実施(月2回)や市独自に緊急時の避難先として民間シェルターと契約を行うなど、今後も被害者への支援に努めてまいります。

< 継続 >

## ②差別的言動の解消

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行をうけ地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるとされていることから、自治体においても条例を制定するなどの対応を検討すること。

(回答)

本市においては、現在、条例の制定は考えておりません。

< 新規 >

## ③多様な価値観を認め合う社会の実現

LGBTなどのセクシュアルマイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI(性的指向と性自認)に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。多様な価値観を認め合う事が必要であり、そうした理解を深めるために、行政として意識変革啓発活動に取り組むこと。また、2015年3月に東京都渋谷区が「同性パートナーシップ条例」を制定したように、各自治体においても同趣旨の条例制定を進めること。また行政施設においては、多目的トイレなど、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

(回答)

本市においては、LGBTなどのセクシュアルマイノリティに対する理解を深めるため、市広報で「性的少数者の人権」として、性的少数者への理解が不十分で偏見や差別があり、生きづらさを感じている人がいることや、様々な性のあり方が存在することなどを掲載するとともに、市主催のじんけんセミナーでは、LGBT当事者の方を講師にお招きして講演いただくなど、市民や職員の意識変革の啓発に取り組んでいるところです。

今後市広報やセミナーなどを通じて、より理解を深めていただくため広く啓発してまいります。

また、多目的トイレなど、誰もが利用しやすい環境整備については、今後、市庁舎の建替えが予定されていますので、その中で取り組んでまいります。

< 継続 >

#### ④ 部落差別の撤廃・部落差別の解消

この間連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになっている。そうしたことから、連合大阪は大阪府や労働局に対して就職差別の撤廃に向けた要請を行っている。いまだに就職差別については根が深い問題であることから、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について市民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。

(回答)

本市においては、毎年6月の就職差別撤廃月間に貝塚市企業人権協議会と連携し街頭での啓発を行い、広く周知に努めているところです。

また、貝塚市企業人権協議会を通して、大阪企業人権協議会が主催する様々な人権研修会の案内や、市と貝塚市企業人権協議会共催のじんけん入門セミナーの中で1コマを企業向けの内容で開催し、人権について学ぶ機会を提供しています。

今後、市広報やセミナーにおいて、部落差別解消法をはじめ、あらゆる人権に関して周知啓発に努めてまいります。

## 5. 環境・食料・消費者施策（3項目）

### (1) 廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化

「大阪府循環型社会推進計画」の2020年度を目標とした廃棄物の削減量が達成されるよう、ごみ排出量の大幅削減に取り組むこと。ごみの分別回収の徹底により、廃棄物の再資源化を進めるとともに、リサイクル製品の購入・活用促進を含め、循環型社会の形成に取り組むこと。

(回答)

ごみの減量化について、家庭系ごみでは、缶・びん、ペットボトル、プラスチック類の資源ごみの分別収集、コンポスト（生ごみの堆肥化容器）の無償貸与及び家庭用電動式生ごみ処理機の購入補助制度を実施しており、また、事業系ごみでは、再生利用業の指定業者による動植物残渣の再生利用（飼料・有機肥料等）の推進及び多量排出事業者へのごみ減量計画書提出による指導に努めているところです。今後ごみ排出量の削減、再生利用率の向上を目指して取り組んでまいります。

再資源化によって生産された製品の購入及び活用促進についても可能な限り

努めてまいります。

< 継続 >

## (2) 食品ロス削減対策のさらなる推進 (★)

大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」の取り組みに基づき、具体的な削減効果が期待できる以下の取り組みを必要な予算を配分したうえで実践すること。

- ①食品流通過程でのさまざまな食品ロスの発生を抑制するため、食品関連事業者と連携した具体的な抑制策を検討、実践すること。
- ②食品関連会社からやむなく発生する余剰食品は、フードバンクなどの民間団体や社会福祉施設、子ども食堂を展開する組織などと連携するなど活用策を検討し、できる限り食品を必要としている団体・組織で消費できるように取り組むこと。
- ③教育委員会、消費者行政関連部局と連携し、学校教育や消費者教育の中で食品ロス課題について積極的に啓発の取り組みを実践していくこと。
- ④「食の都・大阪」は「食品を大切にする、食品ロスに敏感な街」とであると認識してもらえるよう、観光客も含めた府民・市民に対してアピールできるようなイベントやキャンペーンを効果的に行うこと。
- ⑤上記の①～④の取り組みの実践報告とその成果・効果を自治体のホームページなどで公表すること。

(回答)

食品ロスの削減対策については、フードバンクをはじめとする民間団体やNPO法人、ボランティア団体などとの連携及び本市の教育委員会や関連部局との連携も含め、今後の取り組みのあり方について研究してまいります。

< 継続 >

## (3) 消費者教育の推進

- ①特殊詐欺や悪徳商法の被害低減
- ②学校現場や成人年齢が18歳に引き下げられることに対する新成人に向けた情報提供や啓発
- ③消費者庁の「倫理的消費」調査研究会の取りまとめが2017年4月に公表されており、倫理的な消費者行動を促す消費者教育や、雇用・労働を含む人や社会に配慮した消費行動（エシカル消費）の推進

上記3点の事項など、昨今の社会情勢のなかで消費者教育の重要性は増している。また、接客業従事者と消費者との健全なコミュニケーションにもとづく消費活動を促すためにも、消費者教育の果たす役割は大きい。

このような社会情勢を鑑み、各自治体での消費者教育の取り組みを推進するためにも、消費者教育の推進に関する法律第20条1項に規定される「消費者教育推進地域協議会」または消費者保護審議会などの中での消費者教育推進のための専

門部会を早急に設置すること。設置に当たっては、消費者団体、事業団体、教育機関、労働者団体、警察などと連携し、効果的な取り組みを実践すること。

(回答)

本市では、消費者教育推進地域協議会などの専門部会の設置については、現在のところ考えておりませんが、特殊詐欺や悪徳商法の撲滅を目指し、広報紙及びホームページに記事を掲載するとともに、市内の商業施設や公共施設にパンフレットを配架し、消費者への情報提供、注意喚起を行っております。また、消費者教育の一環として講演会を実施し、消費者としての知識を深める場を提供するなど、消費者教育の推進に取り組んでいるところです。

## 6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策（8項目）

< 継続 >

### (1) 空き家対策の強化

倒壊のおそれのある空き家については、火災や自然災害時に被害を拡大させる危険性がある。また、いわゆる「ごみ屋敷」化している空き家などは、周辺住民にすでに悪影響を及ぼしている実態がある。各市町村での特定空家等に対する具体的な取り組みがさらに強化・促進されるよう、「空家等対策計画」に基づき、対策を講じること。

(回答)

本市においては、平成27年5月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法律」という。）」に基づき、空家等に関する必要な施策を適切に講ずるために、貝塚市空家等対策計画（以下、「計画」という。）を平成30年6月に策定しました。計画の基本方針である「空家等発生の抑制」「空家等の適正管理」「空家等の利活用」に基づき、空き家対策の取り組みを進めており、平成30年9月より、市内各町会の協力を得て、空き家の管理状況などを収集し現地確認を行っているところです。

地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家に対しては、特定空家等の認定基準や必要な措置を講じることが定めた「貝塚市特定空家等対応要領」を基に特定空家等の認定を行い、所有者に対し法律の規定に基づいた措置を段階的に講じています。

< 継続 >

### (2) 「交通政策基本計画」にもとづく施策の推進

交通政策基本法制定以降、交通政策基本計画が策定され、各自治体でも総合的な交通施策の推進が求められている。大阪府では「公共交通戦略」が策定されているが、さらなる施策の推進にむけて、改正地域公共交通活性化再生法・



都市再生特別措置法にもとづく「地域公共交通網形成計画」の策定など大阪府と連携した交通施策を進めること。また、地域公共交通確保維持改善事業により設置される協議会や改正地域公共交通活性化再生法にもとづき設置される協議会には、交通労働者代表、利用者や地域住民の声が反映されるように協議会参画などの対応を行うこと。

(回答)

本市では、改正地域公共交通活性化再生法に基づき、平成 29 年度に「貝塚市地域公共交通網形成計画」を策定しました。

本計画の策定にあたり、「貝塚市地域公共交通活性化協議会」を設置し、その委員として交通労働者代表、利用者及び地域住民の代表等に参画いただきました。

< 継続 >

### **(3) 交通バリアフリーの整備促進と安全対策**

公共交通機関（鉄道駅・空港など）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。また、転落事故などを防止するための鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、設置に対する費用助成や税制免除措置などの財政措置の拡充・延長を行うこと。

(回答)

本市の主要 5 駅のうち、南海貝塚駅、南海二色浜駅、JR 和泉橋本駅、水間鉄道貝塚駅の 4 駅は、鉄道事業者に対して財政支援を行い、既にバリアフリー化が完了しております。

残る JR 東貝塚駅につきましても、西日本旅客鉄道株式会社が、バリアフリー化に向けての取り組みを進められているところです。

なお、エレベーター・エスカレーターの維持管理費用やホームドア・可動式ホーム柵の設置に対する財政措置を講ずることは考えておりません。

< 補強 >

### **(4) 防災・減災対策の充実・徹底 (★)**

自治体が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練などを継続的に行うこと。さらに、災害発生時における情報提供のツールとしての自治体のホームページについ

て、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。

(回答)

本市では、市民や事業者などを対象とした防災出前講座の開催や地域独自の防災訓練への職員の参加並びに支援を行い、地域防災力の向上に努めております。

また、台風接近に伴う風水害は、あらかじめ予測ができるため、安全な時に避難を開始していただくための取り組みとして、地域における「コミュニティ・タイムライン（事前防災行動計画）」の策定に取り組んでおります。

また、本市では、毎年度、「避難行動要支援者名簿」を更新しております。町会・自治会の中には、個人情報保護に留意したうえで、個別支援計画に基づき、訓練時、要支援者に避難行動の声かけや支援を行っているところもあり、他の町会・自治会にもこれらの事例を紹介し、発災時に要支援者が安全に避難できるよう努めてまいります。

さらに、災害発生時に見やすくわかり易く情報提供できるよう、ホームページのリニューアルに合わせて工夫を行ってまいります。

< 新規 >

#### (5)地震発生時における初期初動体制について

緊急時においては、自治体職員のマンパワーが重要である。特に地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、非正規職員が多くを占めている現状の中で、緊急時に十分な対応ができるような人員体制を確保すること。また、震災発生においては、交通機関がマヒしていることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたるなど、柔軟に対応できるよう自治体間の連携を行うこと。

また、地震発生時間帯が帰宅・出勤（通学）時間帯と重なった際の帰宅困難者の対応についても今回の大阪北部地震をうけて検証を行うこと。

さらに、外国人のための災害発生時の多言語での対応は、在住者のみならず外国人観光客への迅速な情報発信も含めた支援体制を早急に構築すること。特に、①外国人観光客が利用できる避難所の設置、②発災時の情報入手方法をまとめた多言語パンフレットを大阪を訪れる観光客に配付する工夫などに取り組むこと。

(回答)

昨年6月の大阪北部地震の被災市町では、発災後の初期段階から通常業務と災害応急対策の両立を図ったため、災害対応に従事する職員が不足する事態が生じたと仄聞しています。昨年度に策定した本市の「業務継続計画【地震災害編】」の中で、災害時の職員の参集予測及び非常時優先業務の選定を行ったが、

限られた参集職員で効率的な初動体制を組むために、災害時の優先業務の再整理、全庁的な災害対応体制の整備や職員の対応力強化に努めます。

災害時に、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたるためには、職員の居住地や雇用関係を考慮すると、少なくとも府域の自治体全体の合意や課題の整理が必要で、実現は困難と考えられます。

また、帰宅困難者への対応についても、現在、大阪府による検証が行われており、その結果の公表を受け、市で取り組むべき課題の整理を行います。

さらに、外国人のための災害発生時の多言語での対応については、大阪府や観光協会、国際交流協会等と連携し、支援体制づくりに努めます。

<補強>

### **(6)集中豪雨など風水害の被害防止対策(★)**

西日本を中心に広範囲かつ豪雨により、大きな被害が発生した。これまでも日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。

今回の西日本の豪雨災害をみても、災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策が非常に重要であると考え。あらためて未然防止の観点からも緊急に対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、自治体が発令する避難情報の内容について、ハザードマップも含めて一層の周知・広報を行うなど、日頃の防災意識が高まるようとりくむこと。

(回答)

本市では、防災ハンドブックにハザードマップを掲載し、全世帯に配付しておりますが、特に災害リスクのある区域に居住する住民に対しては、様々な手法により情報提供してまいります。

また、避難情報の意味や避難の手順について、広報かいつかやホームページ、防災講座等を通じて、分かり易い情報発信に努めてまいります。

なお、斜面崩壊、堤防決壊などの対策や森林の維持管理や治水整備については、大阪府が事業主体となりますことから、要望があったことを大阪府に伝えます。

<継続>

### **(7)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について**

国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの市民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。さらに、駅構内や車内での巡回・監視などの防犯体制のさらなる強化をはかるとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策(防犯カメラ

の設置や警備員の配置など)への費用補助などの支援措置を講じること。

(回答)

本市では、公共交通機関での暴力行為の防止に対する啓発について、貝塚警察署と密接に連携し、市民への啓発について努めております。

なお、交通事業者が独自で行う防犯カメラの設置や警備員の配置などに対する支援措置については、現在のところ考えておりません。

## (8)〈大阪南地域協議会 統一要請〉

〈新規〉

### ブロック塀

平成30年6月に発生した大阪北部地震により、ブロック塀の下敷きになって尊い命が失われました。また、多くの公共施設、民間住宅や工場などのブロック塀も、倒壊あるいはひび割れが発生し、早急な対策が求められています。また、南海トラフ地震の発生が予測される中、通学路や避難経路に面したブロック塀の耐震化など、恒久的な対策も喫緊の課題と考えます。

既に、各自治体において対策が進んでいるものと考えますが、改めて以下の項目について調査、確認したく、ご回答願います。

- ①各行政管区内のブロック塀の数(公共)
- ②                                  "                                  (民間)
- ③耐震化対策が完了したブロック塀の数(公共)
- ④                                  "                                  (民間)
- ⑤民間ブロック塀を耐震化する場合の助成制度の有無と内容

(回答)

- ①本市行政管区内の市有施設において通学路に面するブロック塀の数は8施設13件です。
- ②本市行政管区内の民間で通学路に面する民間のブロック塀の数は311件です。
- ③市有施設における通学路に面するブロック塀について、その耐震化対策として、塀を撤去し、ネットフェンスに付け替えた件数は、工事中を含め現在5施設5件です。危険度の高い施設より順次施工しています。
- ④本市ブロック塀等撤去費補助金の交付を受け、塀の撤去が完了した民間のブロック塀の数は20件で、そのうち通学路に面するものが8件です。
- ⑤現行の建築基準法の規定に適合していないブロック塀等の撤去を行う方に対して、その費用の一部を補助する制度を平成30年8月より開始しています。

国・府又は市道に面する、高さが60センチメートルを超えるブロック塀等を全て撤去する場合に、工事費又は、基準額(見附面積1平方メートルにつ

き、1万3千円を乗じて得た額)のいずれか少ない額に2分の1を乗じた額で、15万円を限度額として補助します。

## **7. 泉南地区協議会独自要請(2項目)**

### **(1) 公共交通機関への財政支援について(継続)**

市内公共交通機関(電車・バス等)の安定した運営を図るため、水間鉄道安全輸送整備費補助金・貝塚市福祉型コミュニティバス運行補助金の拡充措置を講ずること。

(回答)

水間鉄道安全輸送整備費補助金については、国の地域公共交通確保維持改善事業に採択された事業に限り、予算の定める範囲内で、国補助金の額を上限として補助を行なっているところです

また、貝塚市福祉型コミュニティバス運行補助金については、拡充措置は考えておりません。

### **(2) ごみ集積場所の適正管理について**

風雨又は小動物などの影響により市内のごみ集積場所からごみ(可燃ごみ、ペットボトル、プラスチック製容器包装など)の飛散が散見されることから、管理責任者又は利用する住民が日常的に適正管理されているごみ集積場所の清潔保持及びきれいな街づくりの推進ならびに生活環境の保全を図ることを目的として、ごみ散乱防止ネット(小動物忌避ネット)の無償貸与又は助成制度の拡充を図られたい。

(回答)

ごみ集積場所の適正な使用については、基本的に排出者の責任によるところが大きいとの考えから、利用者間で集積場所を清潔に保てる利用方法を心掛けてもらえるように伝えており、ごみ飛散防止ネットについても利用者間で話し合いのうえ、購入していただいている状況です。現時点で、ごみ飛散防止ネットの無償貸与や助成制度についての考えはございませんが、今後、近隣市町の状況などを参考に研究してまいります。